

広 報



■発行/鹿部村 ■編集/企画管財課 ■製作/久保内印刷

№132号

'80

2月号



ぼくらもやるぞ!

元気いっぱい練習に精をだす
ジュニアスポーツ少年団

村民憲章より 1. 元気にはたらき、楽しい職場にしましょう。

交通安全情報

— あなたの家庭も
「交通安全宣言」を!!

年末から年始にかけて、交通事故死者が連続発生するという異常事態にストップをかけるため、去る一月二十四日役場大会議室において、交通安全防止対策会議が開催され、その結果、村内全家庭に「交通安全宣言」をしてもらおうことになりました。

近日中に、各町内会交通安全部長及び婦人部長が、各家庭を訪問します。よろしくご協力を願います。

交通安全家庭訪問運動実施要領

一、目的

本村では、年末年始にかけて交通事故死者が、連続して発生するという異常事態になっています。

このため、交通事故を防止し全村民の幸せな家庭維持のための村内全家庭を訪問し、交通安全を強く呼びかけるものであります。

二、実施期間

五十五年一月一日から

三、実施者

各町内会交通安全部長及び婦人部長外役員

四、主たる実施方法

各家庭をくまなく訪問し、家族全員に交通安全を強く呼びかけ、世帯主より「わが家から交通事故は出しません」というような署名をしてもらう。又、「交通安全宣言の家」のステッカーを玄関等に貼付して頂く。

署名方法

例 わが家から交通事故は出しません 安全太郎

交通安全一言

交通安全はわが家の
発展につながる

鹿部村交通安全推進委員会

屋根から落ちる雪や氷による
危険防止などのお願

毎年、冬になりますと、屋根に積った雪、氷、つららが落ちて、歩行者が怪我をしたり、また死亡したりすることが、しばしば起っています。

過去五年間における事故状況をまとめたものによりますと、民地の事故を含めた死者の数は、死者二十六名、重傷三十七名、軽傷者九十九名であり、その三分の一は通行中に起きたもので、その被害者数では幼児、小学生、お年寄りが過半数を占めています。

また事故の発生は、一日の気温が次第に高くなって来る十一時ごろから始まり十四時ごろがピークとなっております。

一方、事故は都市部に集中して発生していますが、郡部の事故は発見が遅れて死亡につながる場合が多くなっています。

皆さん方も、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするために、特に、次のことに注意するようにお願いいたします。

○道路に屋根の雪が落ちるような建物には、雪、氷、つららが落

ちて事故が起こらないよう、丈夫な雪のすべり止めなどをつけるようにして下さい。

○たとえ、雪のすべり止めがつけてあっても、強さが足りなかつたり、針金などがさび付いて古くなつたりして、こわれて落ちることもありますので、必ず点検して、悪いところがあれば、早めに修繕するようにして下さい。

○屋根の雪、氷、つららは、気温が急に上昇し、特に、マイナス三度からプラス三度位になったときは、落ちやすい状態となっておりますので、早めに雪、氷、つららをおろすようにし、おろすときは歩行者や遊んでいる子供などに注意して下さい。

○屋根からたたく雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうかをたしかめるとともに、歩行者の通行の支障にならないよう、処理して下さい。

○屋根から落ちた雪、氷、つららや敷地内の雪を道路に出しますと、歩行者や車の通行に支障となりますので、出さないようにして下さい。

二月は省エネルギー月間



省エネルギーは

第五の純国産

エネルギー

省エネルギーは、五番目のエネルギー源——といわれます。

石油、石炭、天然ガス、原子力に次ぐ、第五のエネルギー。というわけですが、石油の九九・八％を輸入に頼るわが国にとっ

て、省エネルギーは単なる「節約」にとどまらず、国民一人ひとりが生み出す、第五の純国産エネルギー。なのです。

いま、国をあげて五％の石油消費節減に努力していることはみなさんご存じの通りですが、折から暖房用の灯油の需要が増える時期です。

あなたのご家庭でも五％の節約——第五のエネルギー——の生産にご協力ください。

10の提案

家庭の

冬の省エネルギー

対策

家庭で使うエネルギーのうち、冬季の暖房用のエネルギーは、約四割を占めるといわれており、それだけに冬の省エネルギー対策は非常に重要です。

各家庭におかれては、今年の冬は次のような工夫を行うことにより、省エネルギーに御協力いただくようお願いいたします。

- 1 室温は十九度に調節を！
- 2 部屋の保温の心掛けを！

- 5 暖房機器のお手入れを！
- 6 電気こたつの上手な使用を！

- 9 湯沸器の使い方に工夫を！
- 10 住宅に断熱材の使用を！

- 3 暖房機器の置き場所に工夫を！
- 4 適切な暖房機器の選択を！

- 7 電気毛布の強弱に御注意を！
- 8 太陽の恵みを！

あしながおじさん募集

◎交通遺児をあなたの「教育養子」にしてください。毎月そとと奨学金を援助してやってほしいのです。個人でもグループでも団体でも会社でも結構です。

◎「あしながおじさん奨学金」は、

①月一万五千円×十二月×三年（高校生）

②月二万円×十二月×四年（大学生）

③金額一万五千円以下、期間不定の「短尺オバサン」でも結構です。

◎お申込みは電話かハガキで「住所、氏名、電話番号」をどうぞ、早速資料お送りします。

財団法人 交通遺児育英会

〒100 東京都千代田区水戸町一—二—二八

電話（〇三）五八一—三二七二番

昭和54年分所得の申告日程決まる

—今年も各地域で…忘れずに申告を—



月日	時 間	場 所	月日	時 間	場 所
2月22日(金)	9時～14時	大岩生活改善センター	2月25日(月)	9時～16時	宮 浜 児 童 館
2月22日(金)	14時30分～16時	し し べ 集 会 所	2月26日(火)	9時～16時	本 別 集 荷 所
2月23日(土)	9時～16時	鹿 部 会 館	2月27日(水)	9時～12時	本 別 集 荷 所
2月24日(日)	9時～16時	宮 浜 生 活 館	2月27日(水)	13時～16時	出 来 潤 会 館

上記の日程で昭和54年分(1月～12月)所得の確定申告を行います。役場からは日時、場所を指定されますが都合の悪い方は期間中に都合のよい会場で申告して下さい。

●持参するもの

- ①印鑑 ②昭和54年中に支払った生命保険の領収証 ③医療費控除を受ける方はその領収書
- ④出稼された方は給与支払明細書 ⑤営業されている方は仕入売上、経費のわかる書類
- ⑥住宅取得控除を受ける方はその書類(別冊参照して下さい)

※申告をしない場合は控除を受けられないと同時に法にもとづき罰せられますので必ず申告をして下さい。



所得税、贈与税の申告が始まる!

昭和五十四年分の、所得税と贈与税の申告と納税が始まります。この期間は、所得税が二月十六日から、贈与税は二月一日から三月十五日までです。税額の計算の仕方、申告書の書き方などで分からない点がありましたら、お気軽に税務署にご相談ください。相談の時期としては、三月上旬が比較的すいていますので、申告はできるだけ早く済ませるようにして下さい。

面談税務署
函館市新川町二六一六
電話〇一三八―二二四二二三

税務署だより

村税の納期が過ぎました!

—村道民税、固定資産税
軽自動車税そして保険税が—



滞納の確認を—納入に協力を!

税金取り戻し作戦

……確定申告で還付請求を……

昭和五十四年中に所得税を納めた方で次に該当しませんか？ 該当していたら三月十五日までに役場又は税務署に於て還付請求の手続をして下さい。

※家を新築購入した方

— 住宅取得控除の適用 —
自分で住むために住宅を新築したり、新築住宅を買ったりしたときは、その住宅に居住した年から三年間、床面積に応じた住宅取得控除が受けられます。

①床面積に応じた住宅取得控除



を受けるための条件

○床面積が一六五平方メートル（五十坪未満）

・工事完了または、購入した日から六ヶ月以内に入居し引き続き居住していること。

◎住宅ローン等に係る住宅取得控除を受けるための条件

・民間の金融機関等からの借入金であること、

・返済期間が十年以上にわたるものでかつ、月賦のように分割して返済している場合、（その年の返済金額が三十万円以上）

※住宅取得控除に必要な書類

- ①住民票の写し
②平面図（面積のわかるもの）
③工事請負契約書、または登記簿謄本

④給与所得の源泉徴収票（事業所得者は必要なし）

⑤住宅ローン控除の適用を受ける方は、「住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書」

①②③④⑤いずれかに該当する方は、

おのの最高三万円計六万円が税金から引かれます。

※医療費を多く支払った方

— 医療費控除の適用 —

あなたや、家族が病気とかケガで支払った医療費（通院費含む）が、その年の総所得額の五パーセントを超える場合は、二百万円を限度として、医療費控除の適用を受けることができます。ただし、保険金や高額医療費等で補てんされた部分の金額は除かれます。

※医療費控除に必要な書類
(1) 医療費を支払った領収書
(2) 給与所得の源泉徴収票（事業所得者は必要なし）

所得者は必要なし）

所得者	所得の種類	所得金額	控除金額	課税所得金額	税率	税額
A	給与所得	400,000	0	400,000	10%	40,000
	雑所得	100,000	0	100,000	20%	20,000
B	給与所得	300,000	0	300,000	10%	30,000
	雑所得	50,000	0	50,000	20%	10,000
C	給与所得	200,000	0	200,000	10%	20,000
	雑所得	30,000	0	30,000	20%	6,000
D	給与所得	100,000	0	100,000	10%	10,000
	雑所得	20,000	0	20,000	20%	4,000
E	給与所得	50,000	0	50,000	10%	5,000
	雑所得	10,000	0	10,000	20%	2,000

※出稼ぎ先またはアルバイトで所得税を引かれた方

昭和五十四年中に出稼ぎ、またはアルバイト等で、雇用先から賃金を受ける際に所得税を引かれている方は、確定申告の際に源泉徴

収票持参され確定申告をすること。

※控除の適用によって多く引かれていることがありますので、申告することによって金額、または一部戻ることがあります。

※詳しくは、税務課へお問い合わせ下さい。



三月一日～二十日

— 固定資産課税

— 台帳縦覧期間 —

昭和五十五年一月一日現在に所在している土地、建物、償却資産について課税する固定資産税の台帳を、三月一日から二十日までの日間で、役場税務課において縦覧します。お知らせいたします。

尚、五十四年中に土地の異動、建物、償却資産の異動（新築、消滅）等があった方は特に確認して下さい。

裁判をしたくても

費用がなくて

困っている人の

ために……

交通事故・借地・借家の争い、離婚などの問題が起きたとき、裁判にかければ勝つ見込みがあるのに、経済的な事情からそれが難しい方も多いでしょう。そういう方のために法律扶助という制度があります。

この制度では、法律扶助協会が、資力の足りない方に対して、裁判そのものの費用と弁護士に支払う費用とを立て替えています。

正当な権利を主張せたり、あきらめたりしないで、法律扶助を御利用下さい。

この制度のことを詳しく知りたい方は、函館地方庁事務局（支局）や、人権擁護委員または函館弁護士会内の法律扶助協会へどうぞ。なお、あなたの近くにおられる人権擁護委員は、次の方々です。

立部 誠一（鹿部）

（郵便局長）

川村 太一（本別）

（商業）

道夫一家 工藤恒美



村の人口

(54. 12. 31 現在)
() は前月比です。

世帯数	1,234世帯 (+3)
総人口	5,011人 (+20)
男	2,518人 (+10)
女	2,493人 (+10)



★おくやみ
もうしあげます。
吉田 定八 七九歳 本別
山根 ミワ 七六歳 鹿部

郵便局だより

あなたの生活設計に
簡易保険を
お役立てください

簡易保険はみなさまの「二家庭を
お守りして六十余年。
この間、判気、事故災害の備え
やお子さまの教育資金、老後の生
活などに対する準備資金づくりを
とおして、明るいくらしづくりの

- ★簡易保険ご利用の例
- ★保険を重点に
 - 特別養老保険
 - 普通終身保険
 - 個人定期保険
- ★学資金の準備に
 - 学資保険
 - 結婚資金や独立資金に
- ★明るい老後に
 - 成人保険

お子伝いをしながら厚実に発展し
てまいりました。
現在、簡易保険にご契約いただ
いている件数は五千二百万件、保
障金額(ご契約高)は四十五兆円
を超えています。
また、保険金や配当金としてお
支払いするまでの間、おあずかり
している資金は十二兆円を超え、
学校・住宅・道路・橋りょうの建
設など明るく豊かで住みよい社会
をつくるために役立っております。



- 特別終身保険、普
通養老保険
- ★家族全員の保障に
 - 家族保険
- ★豊かなくらしのプランに
 - 普通養老保険、財
形貯蓄保険
- ★明るい職場に
 - 集団定期保険

昨年十月一日より十二月三十一
日までの三ヶ月間、共同募金運動
が展開され、当村でも町内全個人
部の皆さんの御協力をいただき、
村民の皆さんから募金していただ
きました。
その募金額は、二十五万五千五
百五十一円もの金額が集まり、目
標額を大きく超えました。その中
には、鹿部小学校児童会、鹿部薄
木園、渡島信用金庫鹿部支店より
多額の募金もあり、村民皆さんの
御意、本吉にありがとうございました。

共同募金運動に
御協力ありがとうございました。
ございました。

よろこび
かなしみ

- ☆おたんじょう
おめでと
高本 正樹 秋雄 本別
坂井 真美 幸博 〃
吉田 一也 健一 〃
山口 健一 清美 〃
高本 重矢子 德行 〃
高橋 さち 光幸 〃
佐藤 陽一 雄一 官旗
川村 亮平 茂 〃
川口 いすみ 正幸 〃
田中 涼 誠 〃
佐々木 加奈子 和三 〃
若又 聡文 登 〃
樋口 有樹 清 鹿部
黒田 史徳 修史 〃
阿部 聖子 敏行 〃